

平成24年度 県北青少年の家事前利用申込要領

1 対象

学校及び教育関係機関

2 利用期間等

(1) 利用できる期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(2) 休所日

- ① 毎週月曜日(ただし、利用希望がある場合は開所します。)
- ② 年末年始(12月28日～1月4日)
- ③ 臨時に定めた日

3 申込について

(1) 受付期間

平成23年11月24日(木)9時00分～11月30日(水)17時00分

(2) 方法

- ① 別紙「平成24年度県北青少年の家事前利用申込書」により、FAXで送信する。(添書不要)
 - ② ホームページトップの「平成24年度県北青少年の家事前申込書」をダウンロードし、メールで送信する。
- ※ 今年度は、いずれかの方法で申し込んでください。

(3) 申込先

岩手県立県北青少年の家 メール：kenritukenpoku@echna.ne.jp

FAX：0195-23-3874

(〒028-6106 岩手県二戸市仁左平字放森61-35 TEL：0195-23-9511)

4 利用日の調整・決定について

- (1) 利用希望日に利用団体が集中した場合は、利用日の調整をいたします。については、複数の希望日を必ずご記入願います。ご記入いただいた複数の希望日がすべて不調となった場合は、その旨及び利用可能日をご連絡いたします。その後、利用申込書の再提出までの間は他学校(機関)の調整を進めることとなりますので、速やかに再提出をお願いいたします。
- (2) 所バスについても(2)と同様に希望が集中します。所バスを利用しない場合は、比較的容易に希望日を確保できますので、なるべく各学校(機関)において貸切バス(市町村・民間バス)をご手配願います。については、このような事情をご勘案いただき、所バスの運行が利用の絶対条件となるのか、所バスの運行がなくとも当該日の利用を第一に考えるのかを必ずご記入ください。
- (3) 調整の上、利用日を決定し、平成24年1月末までに各学校(機関)長あて決定通知を発送いたします。
- (4) 3(1)の受付期間の後でも同じ事前利用申込書で受け付けますが、期間内に申込みがあった団体の調整後の対応となります。
- (5) 11月～3月のスケート場利用について、土日、祝日を中心に、ホッケー・カーリング等の大会が入る場合があり、日程は毎年、10月頃に決定します。大会と重なった利用団体には、調整させていただくことをあらかじめご了承ください。

事前利用申込書作成にあたって

1 研修計画について

研修計画を立てる際は、次の点もご考慮ください。

- (1) 宿泊室利用定員 200人(研修者:ベッド(8人分)×24室、指導者:ベッド(3人分)×2室、和室×2室)
- (2) テント利用定員 200人(4~6人用テント、シュラフ)ただし、利用期間は5~9月です。
- (3) 例年、6~7月(特に木~金)に利用希望が集中します。ついては、比較的に希望が少ない8月下旬~9月、スケート研修を組み込んだ11~3月の利用もご検討ください。
- (4) 5月~9月下旬は、スケート場を「スポーツホール」として、各種スポーツ・レクリエーションや合奏練習等にご利用いただけます。(10月と4月は、スケート場の準備・片付けのため、「スポーツホール」として利用できません。)

2 事前利用申込書の記入について

次の点にご留意の上、別紙「県北青少年の家事前利用申込書」に記入してください。

- (1) 申込書1の「日帰り」「室内泊」「テント泊」「室内泊とテント泊」「スケート」の別を明記してください。
- (2) 所バス(県北青少年の家のバス)の利用を希望する場合は、申込書2(2)・(4)に記入してください。
 - ① 運行時間: 所バスが、県北青少年の家を出発する時刻は【8時30分以後】、県北青少年の家に帰着する時刻は【17時00分以前】となるようにご計画願います。
 - ② 乗車定員: **45名** (安全運行上、大人と子どもどちらの場合でも厳守。 幼児1名の数え方も同様。)
 - ③ 発着地: 学校名や駅名など乗車場所を具体的に記入してください。
(当所と発着地との片道所要時間についても記入してください。)
- (3) 同一校で2回以上利用される場合は、増刷していただき、利用ごとにそれぞれお申し込みください。

3 その他

- (1) 決定した利用日を変更または取り消しされる場合は、速やかにご連絡願います。
- (2) 利用に当たって、できるだけ事前打合せ及び下見を実施されますようお願いいたします。
- (3) 野外活動及びスケートに関する研修会・説明会を行う予定です(野外活動セミナー: 4~5月2回実施、スケート実技セミナー: 10月下旬)。

詳細は別途ご案内いたしますので、利用団体の関係者は、ご参加されますようお願いいたします。

- (4) 高校生以上の団体には、施設使用料がかかります。(支払いは入所時、現金のみ)

付 属 の 施 設	単 位		使用料の額		付属の設備の使用料の額
			高校生、学生及び勤労青少年	一 般	
研修室、音楽室、創作室、プラネタリウム、プレイホール又はふれあいホール	1時間までごとに1室ごとに	9時から17時まで	130円	260円	
		17時から21時まで	180円	350円	
スポーツホール	1時間までごとに	9時から17時まで	210円	410円	1 照明設備 実費を基準として知事が定める額
		17時から21時まで	280円	550円	
ソフトボールグラウンド ターゲットバードゴルフ場	1時間までごとに		210円	420円	
スケート場	1人1回につき		380円	530円	1 靴 高校生、学生及び勤労青少年にあつては1人1足につき330円、一般にあつては1人1足につき440円 2 ロッカー 1人1回につき50円
テニスコート	1時間までごとに1面ごとに		100円	200円	
キャンプ場	1日までごとにテント1張につき		170円	330円	
宿泊室	1日までごとに1人につき		290円	570円	